

# 第 93 期 定時株主総会 招集ご通知

添付書類

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告  
連結計算書類  
計算書類  
会計監査人の監査報告書謄本  
監査役会の監査報告書謄本

燦ホールディングス株式会社

証券コード：9628

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあるものの、基調としては持ち直しました。ただし、第4四半期連結会計期間においては、1月に新型コロナウイルス感染症の第6波が到来し、2月にピークを迎えた後も期末まで高水準が続いたほか、2月下旬のロシアによるウクライナへの侵攻を受けて原油などの資源価格が上昇するなど、経済の先行き不透明感が増しました。

葬祭業界においては、コロナ禍においてお客様や従業員をはじめとする関係者の安全を確保しながら、故人との大切なお別れの場を提供し続けています。葬儀会場における密を避けるために、参列者の参列時間を分散させる、会場の会食を控える代わりに持ち帰りの食事やグルメのカタログギフト商品を用意するなどの工夫をしています。また従来対面式で行っていたセミナーや事前相談などはオンラインによる開催・実施が定着し、コロナ禍によって変わった生活様式や行動様式に合わせて、絶えず新しいサービスの在り方やスタイルを模索しお客様に提案しています。

このような外部環境の下、当社グループでは中期経営計画の最終年度となる2021年度は、特に「ライフエンディングサポート事業の拡充」、「葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大」、「業務効率の改善」の3項目に注力しました。

ライフエンディングサポート事業については、ライフフォワード(株)において終活関連のWEBプラットフォーム事業をおこなっています。4月にはサービスメニューを拡大し、新たに法事法要、相続、生前整理や遺品整理のサービスを開始しました。同社のサービスは首都圏に加えて関西圏でも展開しており、2022年度中に全国展開の予定です。また、同社が運営するコンタクトセンターの終活カウンセラーによる相談対応力を生かし、4月に外部の企業が運用する高齢者向け生活サポートサービスに提携企業として参画したほか、5月には外部企業と終活相談付きの葬儀保険を共同開発しました。11月からはグループ葬祭3社にてその葬儀保険の販売を開始しています。この葬儀保険は無料の終活相談サービスを受けることができ、万一の時に葬儀社を指定して直接保険金を葬儀の支払いにあてることもできるため、お客様の葬儀費用の準備や手続きの軽減につながる保険となっております。

葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大については、2021年9月に「公益社会館 長居」（大阪市住吉区）、10月に「公益社 練馬会館」（東京都練馬区）、11月に「公益社 国分寺会館」（東京都国分寺市）を開設しました。さらに2022年2月に「公益社 生駒会館」（奈良県生駒市）、3月に「葬仙 東朝日町ホール」（島根県松江市）を開設し、2021年度の新規会館の開設は合わせて5会館となりました。

業務効率の改善については、2019年度に開始した「生産性向上プロジェクト」に基づく中核会社の(株)公益社における現場スタッフのオペレーション改善や役割の見直し等の取り組み効果により、営業利益率の改善に結びつけることができました。

当期はグループ葬祭3社のいずれも葬儀施行件数が伸長し、グループの全葬儀施行件数は前連結会計年度（以下、前期）比8.5%の増加となりました。一方葬儀施行単価は、大規模葬儀の施行件数増による単価上昇要因があったものの、一般葬儀の単価低下により全体としては低下しました。この結果、グループ全体の葬儀施行収入は前期比6.4%の増収となりました。

また、葬儀に付随する販売やサービス提供による収入も、葬儀施行件数の増加を背景に前期比増収となりました。

事業に係る費用については、主に公益社グループにおける業務効率改善の取組みと人件費コントロールの徹底により、営業費用は前期比1.3%の増加にとどまりました。一方、販売費及び一般管理費は、主に政策的な取組みのためのコンサルフィーにより前期比9.3%増加しました。

以上の結果として、当期の営業収益は200億1百万円となり、前期比6.0%の増収となりました。また、営業利益は33億76百万円と前期比32.4%の増益、経常利益は33億86百万円と前期比33.5%の増益となりました。

特別損益としては、固定資産に関して除却損19百万円、減損損失1億93百万円を特別損失として計上しました。減損損失の主な内容は「公益社 宝塚会館」を家族葬に適した規模の会館に建替える意思決定に伴うものです。

この結果、税金等調整前当期純利益は31億73百万円となり、税金費用を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は20億40百万円と前期比30.6%の増益となりました。

当社グループでは、葬祭3社および当社を中心とした会社グループ別の4つのセグメント、「公益社グループ」、「葬仙グループ」、「タルイグループ」、「持株会社グループ」を報告セグメントとしております。なお、「公益社グループ」には、2020年度に事業を開始したライフフォワード(株)の損益を含んでおります。

当期のセグメント別の経営成績は次の通り、タルイグループを除く3つのセグメントにおいて増収増益となりました。

### ① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社においては、一般葬儀（金額5百万円以下の葬儀）の施行件数が前期比8.8%増加しました（この増加件数のうち約4割は新型コロナウイルス関連葬儀の施行でした）。一方、葬儀施行単価は低下しました。これはコロナ関連葬儀の増加の影響に加え、小規模の葬儀が増えたことによるものです。

大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀）は、徹底した感染防止対策を実施する等、安心して開催していただけるよう万全の施行体制を整えることにより施行件数が回復し前期比増収となり、コロナ前の前々期比75%超の水準となりました。

(株)公益社全体では、全葬儀施行件数は前期比9.1%増加しました。その葬儀施行収入は前期比7.7%の増収となり、コロナ前の前々期比95%超の水準まで回復しました。

また、葬儀に付随する販売やサービス提供も、葬儀施行件数の増加による販売機会の増加およびコロナ禍の下での営業体制の構築により、法事法要、後日返礼品等を中心に前期比増収となりました。

費用については、葬儀施行件数の増加に対して、効率的な人員配置を行ったことにより人件費率、人件費額ともに低下しました。また、直接費についても、直接費率の高い大規模葬儀の受託増加や供花、返礼品等の販売増加があったものの、中期経営計画の重点項目である業務効率の改善への取組みの効果により概ね前期並みの直接費率を維持しました。

この結果、当セグメントの売上高は166億1百万円（前期比7.3%増）、セグメント利益は19億61百万円（前期比99.1%増）となりました。

### ② 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、主に米子エリア・境港エリアで葬儀施行件数が伸長し、全体では前期比10.6%増加しました。葬儀施行単価は、簡素化傾向が強まる中でもわずかな低下にとどまり、葬儀施行収入は前期比9.0%の増収となりました。葬儀に付随する販売やサービス提供では、料理販売等の伸びにより、前期比増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は13億67百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は75百万円（前期比94.5%増）となりました。

### ③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、小規模な葬儀に適したリニューアル会館を中心に葬儀施行件数が前期比3.6%増加する一方、葬儀施行単価はそれを上回る率で低下しました。このため葬儀施行収入は前期比5.1%の減収となりました。葬儀に付随する販売やサービス提供

は、法事法要で伸びが見られたものの、前期比減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16億48百万円（前期比5.7%減）、セグメント利益は2億99百万円（前期比8.6%減）となりました。

#### ④ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)においては、主に配当金収入の増加により増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は59億66百万円（前期比21.6%増）、セグメント利益は27億6百万円（前期比47.3%増）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、15億37百万円で、その主なものは次のとおりであります。

公益社 田園調布会館	土地建物の取得	3億円
公益社 練馬会館	新築工事等	2億1百万円
公益社 国分寺会館	新築工事等	1億59百万円
当社 業務系システム		1億44百万円
公益社会館 長居	新築工事等	1億23百万円
公益社 豊中会館	改修工事等	1億10百万円

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から8億50百万円、(株)タルイから4億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社は2032年に迎える創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「新10年ビジョン」を定めました。環境変化が激しい時代の中でこれまで築き上げてきた「信頼」と、そのベースとなる「サービス品質」という強みをより一層磨き続けながらも、以下の2つに挑戦し、「葬儀事業者」から「シニア世代とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー」への進化を実現させることです。

- ・当社は葬祭業界のリーディングカンパニーとして、現状より幅広い層のお客様にご満足いただけるサービスを提供するために、出店エリアを全国規模に広げ、葬儀会館数は2031年度にはグループ全体で210会館を目指します（2022年3月末時点76会館）。
- ・ライフエンディングサポート事業（注）をさらに拡大させ、シニア世代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献します。2031年度には売上100億円を目指し（現状15億円）、当社グループの事業の柱へと育てます。

そしてこの「新10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。

この中期経営計画では以下の通り5つの重点項目をかかげました。この5つを実行していくことで企業価値向上に取り組んでいきます。

##### ①葬儀事業の拡大

これまで葬儀事業で提供してきた葬儀ブランドに加えて、価格を抑えながらも高品質のサービスを提供する小規模家族葬向けの新たな葬儀ブランドを立ち上げます。この新葬儀ブランドを中心とした低投資低コストオペレーションの会館を全国規模で展開し、より多くのお客様へサービス提供を行っていきます。新葬儀ブランドだけではなく、従来の葬儀ブランドの拡大やM&Aの活用も含めて出店を加速します。

## ② ライフエンディングサポート事業の拡大

現在葬儀事業で行っている葬儀前後のサービスや、子会社のライフフォワード(株)で行っている終活関連プラットフォーム事業などの終活から葬儀後までのライフエンディングサポート事業分野を拡大し、お客様とご家族の長期間のサポートを実現させ、葬儀事業に続く柱となる事業に育成します。

## ③ 既存葬儀事業の競争力強化

葬儀事業の拡大に向け、コンタクトセンターや葬儀関連業務（お葬式に必要な物の手配、寝台霊柩乗務、事務等）やその業務のコントロール機能など、従来グループ各社で行っていた施策や機能を集約することにより効率的／高品質な業務を提供する体制を実現することや、デジタルマーケティングによる営業機能の強化を行うことで他社との差別化を目指します。

## ④ 日本一満足・感動いただけるサービスを目指した仕組み強化

付加価値の高いサービスとその品質が当社の強みと認識しており、その質の向上・維持のため、当社の葬儀施行サービス、関連商品（供養品、料理等）、葬儀前後のサポート、空間（会館）に至る品質管理と教育を実施し、クオリティマネジメントシステムを強化し顧客満足度向上を目指します。

## ⑤ 経営基盤の強化

- ・ 成長戦略を加速させるために人材の採用と既存人材の育成を行うことで人材に投資し、組織の経営基盤を強化します。
- ・ E S G（環境、社会、統治）に積極的に取り組み、環境・社会的課題（S D G s等）にも真摯に取り組むことで持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たし社会に貢献します。

(注) ライフエンディング・ステージにおいて必要とされる、日常生活や、人生の「終末期」の準備サポート等、安心して心豊かな老後の時間を過ごすために必要とされるサービスや商品を提供することで、社会に貢献する事業

## 5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

	2019年3月期 第90期	2020年3月期 第91期	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	20,766	21,281	18,865	20,001
経常利益 (百万円)	2,936	3,064	2,536	3,386
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,112	1,856	1,562	2,040
1株当たり当期純利益	188円04銭	165円81銭	141円24銭	187円60銭
総資産 (百万円)	31,326	31,874	32,387	33,847
純資産 (百万円)	26,070	27,315	28,548	29,629
1株当たり純資産額	2,320円93銭	2,471円96銭	2,578円18銭	2,777円16銭

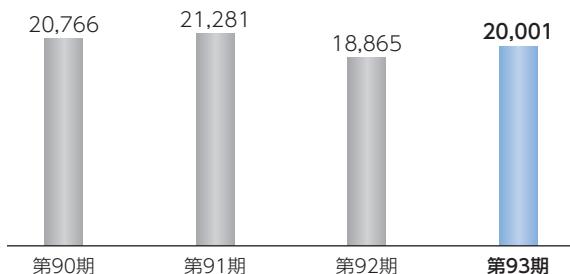
### (2) 当社の財産および損益の状況

	2019年3月期 第90期	2020年3月期 第91期	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期(当期)
営業収益 (百万円)	5,092	5,549	4,907	5,966
経常利益 (百万円)	1,966	2,261	1,837	2,706
当期純利益 (百万円)	1,701	1,696	1,056	1,924
1株当たり当期純利益	151円44銭	151円54銭	95円44銭	176円96銭
総資産 (百万円)	28,465	29,239	29,982	30,992
純資産 (百万円)	25,600	26,686	27,412	28,387
1株当たり純資産額	2,279円12銭	2,415円00銭	2,475円58銭	2,660円70銭

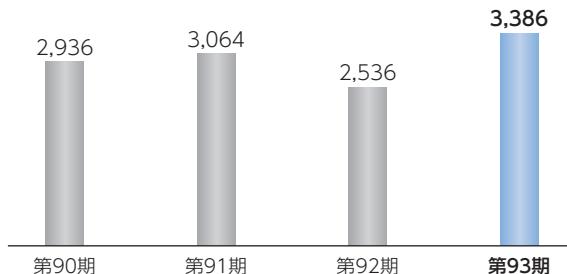
(注) 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第90期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## 企業集団の財産および損益の状況

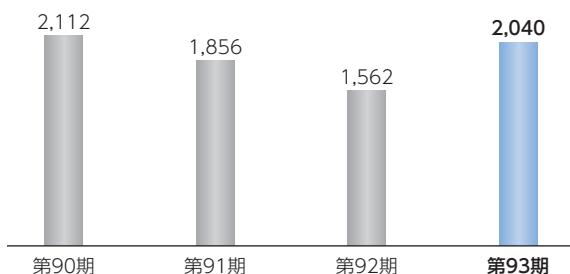
## ■ 営業収益 (百万円)



## ■ 経常利益 (百万円)



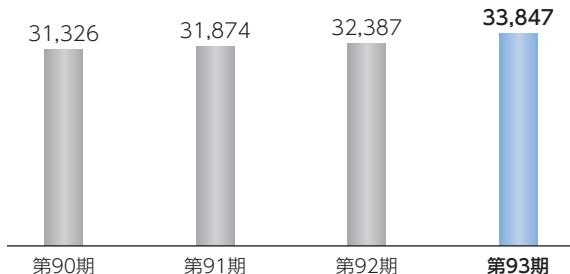
## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



## ● 1株当たり当期純利益 (円)



## ■ 総資産 (百万円)



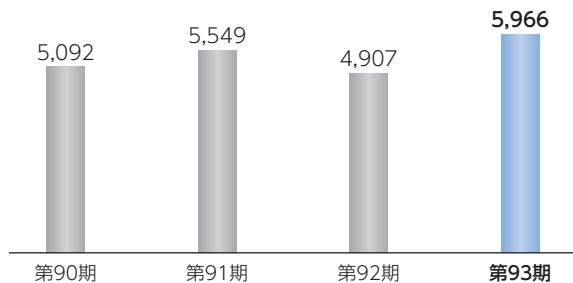
## ■ 純資産 (百万円)

## ● 1株当たり純資産額 (円)

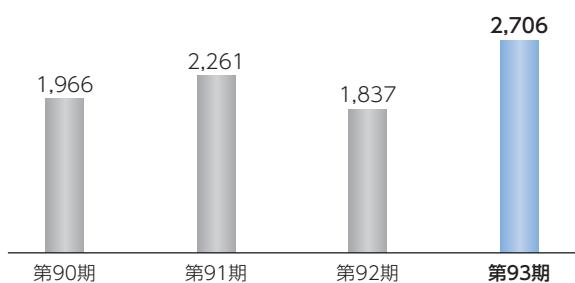


## 当社の財産および損益の状況

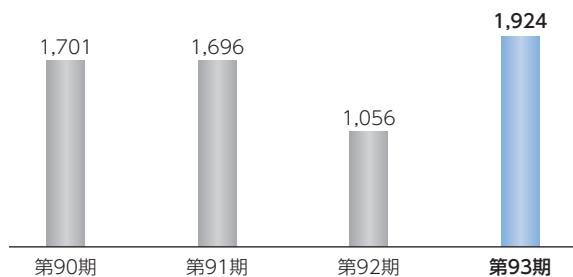
### ■ 営業収益 (百万円)



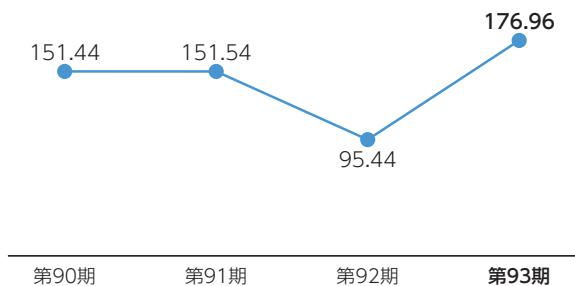
### ■ 経常利益 (百万円)



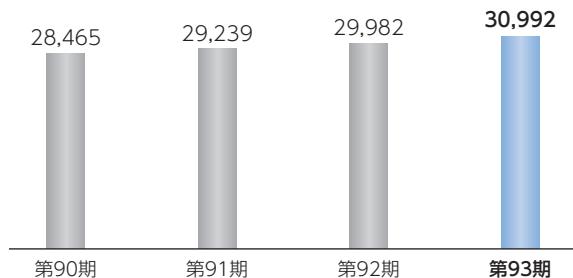
### ■ 当期純利益 (百万円)



### ● 1株当たり当期純利益 (円)

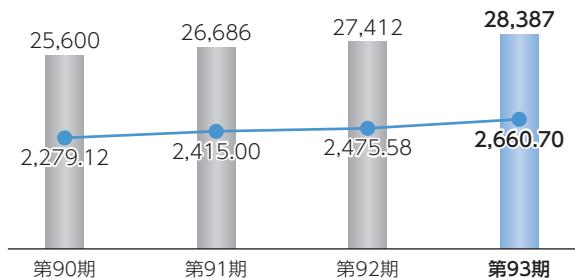


### ■ 総資産 (百万円)



### ■ 純資産 (百万円)

#### ● 1株当たり純資産額 (円)



## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社は、親会社を有していません。

### (2) 重要な子会社の状況

名 称	資本金 百万円	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
株式会社公益社	100	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス株式会社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業
株式会社葬仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株式会社タルイ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
ライフフォワード株式会社	10	100	終活関連WEBプラットフォーム事業

## 7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売、終活関連WEBプラットフォーム
運 送 事 業	霊柩自動車運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業、介護事業

## 8. 企業集団の主要な拠点等

2022年3月31日現在

名		称			所 在 地				
燦	ホールディングス株式会社	大東	本	社	大東	阪京	市都	北港	区
株式	益社	天城	神	橋	館	大	阪	市	北
公	益社	城森	東	路	館	大	阪	市	城
公	益社	玉西	小	出	館	大	阪	市	旭
公	益社	長千	田	辺	館	大	阪	市	西
公	益社	吹江	里	田	居	大	阪	市	阿
公	益社	千枚	里	坂	館	大	阪	府	住
公	益社	枚香	方	山	館	大	阪	府	吹
公	益社	高豊	ず	は	館	大	阪	府	吹
公	益社	守石	方	屋	館	大	阪	府	枚
公	益社	東堺	里	園	館	大	阪	府	枚
公	益社	な津	槻	中	館	大	阪	府	寝
公	益社	共西	中	口	館	大	阪	府	高
公	益社	甲宝	橋	会	館	大	阪	府	豊
公	益社	武川	大	阪	館	大	阪	府	守
公	益社	住甲	か	会	館	大	阪	府	池
公	益社	六富	も	ず	館	大	阪	府	東
公	益社	学西	久	田	野	大	阪	府	堺
公	益社		和	び	館	大	阪	府	北
公	益社		善	山	の	大	阪	府	西
公	益社		宮	園	会	大	阪	府	岸
公	益社		子	塚	会	大	阪	府	羽
公	益社		庫	之	会	大	阪	府	西
公	益社		西	多	会	大	阪	府	宝
公	益社		吉	御	会	大	阪	府	尼
公	益社		南	山	会	大	阪	府	川
公	益社		甲	道	会	大	阪	府	東
公	益社		富	前	会	大	阪	府	灘
公	益社		学	寺	会	大	阪	府	奈
公	益社		西	園	会	大	阪	府	奈
公	益社		生	大	会	大	阪	府	奈
公	益社			駒	会	大	阪	府	奈



2022年3月31日現在

名	称	所	在	地									
タ	ル	イ	会	館	西	明	石	兵	庫	県	明	石	市
タ	ル	イ	会	館	北	大	久	兵	庫	県	明	石	市
タ	ル	イ	会	館	舞			神	戸	市	垂	水	区
タ	ル	イ	会	館	神	戸	西	神	戸	市	西		区
タ	ル	イ	会	館	東	加	古	兵	庫	県	加	古	川
ライフフォワード株式会社													
本								社					
								東 京 都 港 区					

## 9. 企業集団および当社の使用人の状況

### (1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
公益社グループ	550名 (555名)	-
葬 仙グループ	48名 (36名)	4名減
タ ル イグループ	38名 (44名)	2名減
持株会社グループ	45名 (0名)	3名減
合 計	681名 (635名)	9名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	3名減	50.6歳	11年

(注) 使用人数は就業人員であります。

## 10. 企業集団の主要な借入先

該当事項はありません。

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,803,678株（自己株式1,360,338株を除く）  
 (3) 株主数 3,553名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,006,800	9.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	735,900	6.81
銀 泉 株 式 会 社	559,400	5.18
株 式 会 社 公 益 社 （ 京 都 ）	456,400	4.22
久 後 豊 子	354,400	3.28
久 後 陽 子	319,606	2.96
久 後 吉 孝	319,600	2.96
久 後 隆 司	247,794	2.29
小 西 光 治	235,602	2.18
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	232,000	2.15

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,006千株  
 株式会社日本カストディ銀行 735千株

2. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
3. 当社は、自己株式1,360,338株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式134,700株が含まれておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2021年7月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月10日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式14,000株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況

2022年3月31日現在

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 呂 裕 一	ライフフォワード(株) 代表取締役会長
代表取締役社長	播 島 聡	人材教育部担当 (株)公益社 代表取締役社長、エクセル・サポート・サービス(株) 取締役会長、(株)葬仙 取締役
取締役専務執行役員	宮 島 康 子	情報システム部担当、マーケティング企画部担当兼マーケティング企画部長、システム&オペレーション部担当兼システム&オペレーション部長 ライフフォワード(株) 代表取締役社長
取締役執行役員	横 田 善 行	経理部(財務計画)担当、人事部(人事企画)担当、経営企画部担当兼経営企画部長 ライフフォワード(株) 取締役
※1 取締役	原 田 雅 俊	
※1 取締役	末 川 久 幸	新田ゼラチン(株) 社外取締役 森下仁丹(株) 社外取締役
常勤監査役	秦 一 二 三	(株)公益社 監査役
※2 監査役	本 間 千 雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役
※2 監査役	三 上 祐 人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長

- (注) 1. ※1は社外取締役であります。  
 2. ※2は社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役秦一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役原田雅俊、末川久幸および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

（ア）燦ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。

- (イ) 中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。
- (ウ) 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとしてします。
- (エ) 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

#### イ. 報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下の通りです。

##### (ア) 設置目的

取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。

##### (イ) 委員の構成

代表取締役（2名）、社外取締役（2名）、人事担当役員（1名）にて構成し、委員長は代表取締役会長としています。

##### (ウ) 運用方針

予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会に答申することとしています。

#### ウ. 役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下の通りです。

##### (ア) 基本報酬

取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額3億50百万円以内、監査役：年額50百万円以内）の範囲内において決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。

取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

##### (イ) 賞与（業績連動報酬等）

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内

(但し、1億円を上限とする)とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したうえで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により0%~200%の間で変動します。

(4)取締役および監査役の報酬等のア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウエイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益(20%)、②連結営業利益(40%)、③ROA(20%)、④EVAスプレッド(20%)の4つのKPIそれぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率(3年間)としています。但し、EVAスプレッドについては、その指標の性格を勘案して達成率スパンではなく、実績値そのものの水準を評価することとしています。また、個人業績(代表取締役は対象外)の評価はMBO(目標管理制度)の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第93期の業績連動報酬に係る主な連動指標の実績は連結営業収益200億1百万円および連結営業利益33億76百万円であります。

#### (ウ) 株式報酬(非金銭報酬等)

取締役の株式報酬については、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の株式数の上限を160,000株(株式分割後の株数)としており、株式報酬は役位に応じて譲渡制限付株式の割当株数(基本報酬+賞与の10%)を設定し、譲渡制限付株式を年1回付与することとしています。また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入しています。なお、役員毎の付与株式数は中期経営計画の期間を通じて一定とし(2019年6月~2022年6月末までを適用期間とする)、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

#### (エ) 報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとしてい

ます。

但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

#### 取締役

- ①基本報酬 (72%)
- ②賞 与 (18%)
- ③株式報酬 (10%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

なお、2022年1月20日開催の取締役会において、取締役の報酬間構成比率の基準値が①基本報酬68%、②賞与17%、③株式報酬15%で決議され2022年4月から改定されました。

#### ② 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	187	127	42	17	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(—)	(—)	(2)
監査役	22	22	—	—	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(—)	(—)	(2)
合計	209	149	42	17	10
(うち社外役員)	(22)	(22)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役の報酬等の額は、年額3億5千万円以内の基本報酬と支給日の前事業年度連結経常利益の3%以内(ただし、1億円を上限とする)とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年6月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は7名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額1億円以内とし、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会において決議されました(社外取締役は付与対象外)。当該定時株主総会終了時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の基本報酬の限度額は、5千万円以内とし、1997年6月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名です。
4. 上記の当事業年度に係る報酬等の総額等には2021年6月25日開催の第92期定時株主総会の終結の時をもって退任した、取締役1名を含めております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	原田 雅 俊		特別の関係はありません。
取締役	末川 久 幸	新田ゼラチン(株) 社外取締役 森下仁丹(株) 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	本間 千 雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役 (注)	特別の関係はありません。
監査役	三上 祐 人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長	特別の関係はありません。

(注) (株)新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 原田 雅 俊	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に会社経営者としての高い見識と、人事・労務管理の分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
取締役 末川 久 幸	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に会社経営者としての高い見識と、経営企画分野における深い知見や豊富な経験からの発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
監査役 本間 千 雅	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。
監査役 三上 祐 人	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務<br>(監査証明業務) についての報酬等の額 | 37百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額    | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
  - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。  
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
  - ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
  - ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
  - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへ対応を検討・実施・推進する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
  - ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
  - ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理を実施する。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
  - ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。  
監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

(7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。

通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

(9) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

### (2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役職員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

### (4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1932年の創業以来、「まごころ葬儀の創造」を理念として掲げ、人々のこころに寄り添う葬儀サービスを提供してまいりました。時代の変化、お客様のニーズの変化とともに、人の最後のお別れのかたちも大きく変化してきましたが、当社は守るべきものを守り、変えるべきものを変え、常に挑戦し続けることで新しい価値を創り出し、葬儀サービスだけにとどまらない「ライフエンディングサポート」企業グループへと進化してきました。

当社は、2019年度から2021年度までの中期経営計画を策定するにあたり、創業90年の社歴とこれまでの経営理念をふまえた、未来に向けた新たな経営理念を「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」と決めました。

さらに、2019年4月制定のビジョンでは、企業価値の源泉にさらに磨きをかけることにより、①人のこころに寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、②新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、③一人ひとりが情熱をもって、主体的に行動し挑戦しつづける企業、をわたしたちの未来・目指す姿として掲げました。

企業価値向上のために、企業価値の源泉である人と組織に対して、人財教育の体系化および外部プログラムを活用した企業の文化や風土の変革に取り組んでおります。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、2016年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲ならびにその監督体制を明確に定めております。

2016年には報酬委員会に社外取締役を委員に加え、2017年には指名委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

当社は、これらの取り組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定した上で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第90期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます（適宜回答期限を設けます）。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則

に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとし、ます。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第90期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/190509\\_4.pdf](https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/190509_4.pdf)）に掲載する2019年5月9日付プレスリリースにおいて開示されております。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「(2) ①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質

向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、「(2)②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第90期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第90期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 1. 当社は2032年に迎える創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「葬儀事業者」から「シニア世代(65歳以上の人)とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー」への進化を実現させるため「新10年ビジョン」を定めました。そしてこの「新10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。詳細につきましては、I.企業集団の現況に関する事項、4.対処すべき課題をご参照ください。

2. 本対応策は2022年6月24日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期限が満了することから、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2022年5月12日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本対応策の内容を実質的に変えず一部表現を変更し、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第4号議案をご参照ください。

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,715</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,026</b>
現金及び預金	7,443	営業未払金	851
営業未収入金及び契約資産	759	リース債務	108
商品及び製品	119	未払金	617
原材料及び貯蔵品	29	未払法人税等	558
未収消費税等	57	未払消費税等	225
その他	308	賞与引当金	427
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	48
<b>固 定 資 産</b>	<b>25,132</b>	その他	190
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>22,662</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,191</b>
建物及び構築物	9,761	リース債務	246
機械装置及び運搬具	37	資産除去債務	484
工具、器具及び備品	95	従業員株式給付引当金	39
土地	12,418	長期預り金	242
リース資産	315	長期未払金	178
建設仮勘定	32	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,217</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>218</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,251</b>	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
長期貸付金	184	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,629</b>
繰延税金資産	574	資本金	2,568
不動産信託受益権	500	資本剰余金	5,494
差入保証金	749	利益剰余金	23,402
その他	252	自己株式	△1,835
貸倒引当金	△10	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>29,629</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,847</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>33,847</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		20,001
営 業 費 用		15,279
営 業 総 利 益		4,721
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,345
営 業 利 益		3,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	0	
助 成 金 収 入	29	
雑 収 入	18	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
解 体 撤 去 費 用	20	
災 害 損 失	6	
雑 損 失	13	41
経 常 利 益		3,386
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19	
減 損 損 失	193	213
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,173
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,236	
法 人 税 等 調 整 額	△103	1,132
当 期 純 利 益		2,040
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,040

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,568	5,492	21,749	△1,261	28,548	28,548
会計方針の変更による累積的影響額			△9		△9	△9
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,568	5,492	21,739	△1,261	28,538	28,538
当期変動額						
剰余金の配当			△377		△377	△377
親会社株主に帰属する当期純利益			2,040		2,040	2,040
自己株式の取得				△599	△599	△599
自己株式の処分				26	26	26
自己株式処分差益		1			1	1
当期変動額合計	-	1	1,662	△573	1,090	1,090
当期末残高	2,568	5,494	23,402	△1,835	29,629	29,629

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,686</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,044</b>
現金及び預金	3,712	営業未払入金	11
前払費用	127	短期借入金	1,300
未収入金	702	リース債	2
未収消費税等	35	未払金	255
預け金	98	未払費用	9
材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	334
その他	9	未払消費税	17
<b>固 定 資 産</b>	<b>26,306</b>	未償与引当金	7
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21,470</b>	賞与引当金	41
建物	8,685	役員賞与引当金	42
構築物	338	前受金	22
機械及び装置	3	<b>固 定 負 債</b>	<b>561</b>
工具、器具及び備品	20	リース債	3
土地	12,382	長期未払金	16
リース資産	6	資産除去債	419
建設仮勘定	32	従業員株式給付引当金	2
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>215</b>	その他	119
ソフトウェア	25	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,605</b>
電話加入権	28	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	161	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,621</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>28,387</b>
関係会社株式	2,512	資本金	2,568
出資金	0	資本剰余金	5,494
長期貸付金	1,334	資本準備金	5,488
長期前払費用	187	その他資本剰余金	5
繰延税金資産	187	利益剰余金	22,160
不動産信託受益権	500	利益準備金	225
差入保証金	724	その他利益剰余金	21,934
その他	5	配当平均積立金	230
貸倒引当金	△831	固定資産圧縮積立金	208
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,992</b>	別途積立金	8,433
		繰越利益剰余金	13,062
		自己株式	△1,835
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,387</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>30,992</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			5,966
営 業 費 用			
不 動 産 賃 貸 原 価		2,040	
一 般 管 理 費		1,198	3,239
営 業 利 益			2,727
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		10	
受 取 保 険 金		3	
雑 収 入		3	17
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		9	
解 体 撤 去 費		19	
災 害 損 失		4	
雑 損 失		4	38
経 常 利 益			2,706
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		13	
減 損 損 失		135	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		328	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		9	487
税 引 前 当 期 純 利 益			2,219
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		346	
法 人 税 等 調 整 額		△52	294
当 期 純 利 益			1,924

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,568	5,488	4	225	230	208	8,433	11,515
当期変動額								
剰余金の配当								△377
当期純利益								1,924
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差益			1					
当期変動額合計	-	-	1	-	-	-	-	1,547
当期末残高	2,568	5,488	5	225	230	208	8,433	13,062

	株主資本		純資産合 計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△1,261	27,412	27,412
当期変動額			
剰余金の配当		△377	△377
当期純利益		1,924	1,924
自己株式の取得	△599	△599	△599
自己株式の処分	26	26	26
自己株式処分差益		1	1
当期変動額合計	△573	974	974
当期末残高	△1,835	28,387	28,387

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

燦ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安場 達哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

燦ホールディングス株式会社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千 崎 育 利 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 場 達 哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

燦ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 秦	一 二 三 ㊟
社 外 監 査 役 本 間	千 雅 ㊟
社 外 監 査 役 三 上	祐 人 ㊟

以 上

(× 元)

(× 元)

(× 元)